

**\* 小児の肺炎球菌感染症（プレベナー13）予防接種を受けるまえに \***

接種年齢：生後2か月から5歳未満

接種方法：皮下接種

注意 接種開始月齢によって接種回数が異なります

**生後2か月から7か月未満に接種を開始する場合（合計4回接種）**

初回接種：標準的には1歳までに、27日以上の間隔で3回接種

\* 接種日を0日として28日目より接種可能です

追加接種：3回目の接種が終了後60日以上の間隔をおいた後、1歳以降に1回接種  
標準的な接種期間として1歳～1歳3か月未満

\*ただし、初回2回目の接種が1歳を超えた場合、初回3回目は行わず、60日以上の間隔をおいて1回だけ追加接種して完了となる。また、初回接種2回目及び3回目の接種は2歳を超えた場合は行わず、60日以上の間隔をおいて1回だけ追加接種して完了となる。

**生後7か月から1歳未満に接種を開始する場合（合計3回接種）**

初回接種：標準的には1歳までに、27日以上の間隔で2回接種

追加接種：2回目の接種が終了後60日以上の間隔をおいた後、1歳以降に1回接種

\*ただし、初回接種2回目が2歳を超えた場合は行わず、60日以上の間隔をおいて1回だけ追加接種して完了となる

**生後1歳から2歳未満に接種を開始する場合（合計2回接種）**

60日以上の間隔で2回接種

**生後2歳から5歳未満に接種を開始する場合**

1回接種

接種場所：市内指定医療機関

持ち物：母子健康手帳・予診票・体温計・筆記用具

\* 母子健康手帳を忘れた場合は接種できませんので必ずご持参ください。

費用：無料



**注意！** 野田市外に住民票をうつした場合、野田市の予診票を使って接種することはできません。必ず転出先の市町区村でご確認ください。予診票は複写式になっているので、1回分ずつ取り出して記入するようにしてください。（他の予診票に字が写らないように注意してください。）

接種の前に、この説明書をよくお読みください。

予防接種は体調のよいときにお受けください。

予防接種はお子さまの体調のよくわかる保護者の方がお連れください。

予診票に記入もれがあると接種できない場合があります。責任をもって記入してください。

ボールペン等、消えない筆記用具で記入してください。

病気で治療中の場合や何らかの薬を飲んでいる場合は主治医に相談してから受けるようにしましょう。

## 【肺炎球菌感染症とは】

肺炎球菌は多くの乳幼児の鼻咽頭にある菌ですが、すべての人が発症するわけではありません。抵抗力が下がった場合などに発症し、髄膜炎や敗血症・菌血症、肺炎、中耳炎などさまざまな病気を引き起こします。なかでも2歳未満の乳幼児は、肺炎球菌による髄膜炎にかかる適切な治療をしても亡くなることがあり、助かって後遺症を残す恐れのある怖い病気です。小児の肺炎球菌感染症予防接種は、肺炎球菌による髄膜炎や敗血症・菌血症を予防するためのワクチンです。

### 副反応について

全身の症状としては発熱、易刺激性（刺激に対して反応しやすい）などが認められることがあります。また接種部位の局所症状としては赤み、腫れ、痛みがありますが数日で消退します。ただし腫れがひどい時は接種部位を清潔にし、冷やして様子を見てください。

なお、極めてまれに重大な副反応としてショック、アナフィラキシー様症状があります。

### こんなときは受けられません

発熱しているとき。（接種会場で体温が37.5以上ある場合）

平熱の高い人は主治医に相談してください。

重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな場合。

このワクチンの成分により、アレルギーを呈する恐れが明らかな場合。

麻疹・風疹・水痘・おたふくかぜ・結核（BCG）・ロタウイルスワクチンなどの予防接種をして、27日以上経過していない場合。ジフテリア百日せき破傷風不活化ポリオ（DPT-IPV）・ヒブ感染症・日本脳炎・インフルエンザ・B型肝炎などの予防接種をしてから6日以上経過していない場合。

麻疹にかかり、治ってから4週間程度経過していない場合。風疹・水痘・おたふくかぜなどの病気にかかり、治ってから2～4週間程度経過していない場合。突発性発疹・手足口病・溶連菌感染症・伝染性紅斑（りんご病）などの病気にかかり、治ってから1～2週間程度を経過していない場合。

（いずれの場合も医師の診察で予防接種の適否が判断されます。）

その他、医師が予防接種を受けることが不相当と認めた場合。

### こんなときは受ける際に注意が必要です

心臓病・腎臓病・肝臓病、血液の病気や発育障がいなどで治療を受けている場合。

これまで予防接種で、接種後2日以内に発熱及び発疹、じんましんなどのアレルギーと思われる異常がみられた場合。

過去にけいれんを起こしたことがある場合。

必ず、事前に主治医に相談してから受けるようにしましょう。

過去に免疫不全の診断がなされている場合及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる場合。

### 予防接種による健康被害救済制度について

定期的な予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障がいを残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。

<問合せ先>

保健センター ☎04-7125-1188

関宿保健センター ☎04-7198-5011

